

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和7年12月11日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500003 号  
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500072 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年9月30日、令和2年9月30日、令和3年9月30日及び令和4年9月30日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和元年9月30日、令和2年9月30日、令和3年9月30日及び令和4年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月30日、令和2年9月30日、令和3年9月30日及び令和4年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和50年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 令和元年9月30日  
② 令和2年9月30日  
③ 令和3年9月30日  
④ 令和4年9月30日

A社から支払われた請求期間①、②、③及び④の各期間に係る賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿、金融機関における取引記録及び賞与の明細書により、請求者は、同社から請求期間①、②、③及び④の各期間に標準賞与額の上限である150万円を超える賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④の各期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500004 号  
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500073 号

## 第1 結論

請求者のA社における令和元年9月30日、令和2年9月30日、令和3年9月30日及び令和4年9月30日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和元年9月30日、令和2年9月30日、令和3年9月30日及び令和4年9月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月30日、令和2年9月30日、令和3年9月30日及び令和4年9月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 令和元年9月30日  
② 令和2年9月30日  
③ 令和3年9月30日  
④ 令和4年9月30日

A社から支払われた請求期間①、②、③及び④の各期間に係る賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿、金融機関における取引記録及び賞与の明細書並びに日本年金機構から提出された二以上事業所勤務被保険者整理簿により、請求者は、同社から請求期間①、②、③及び④の各期間に標準賞与額の上限である150万円を超える賞与の支払を受け、当該賞与から標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③及び④の各期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500269 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500071 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から平成 6 年 4 月 1 日まで

請求期間において A 社に派遣社員として雇用され、派遣先においてフルタイムにより勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、当該期間を A 社における厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者が請求期間のうち平成 4 年 7 月 1 日から平成 6 年 2 月 28 日までの期間において、A 社に勤務又は在籍していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、平成 7 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入に係る取扱い、厚生年金保険料の控除状況等について、確認することができない。

また、商業登記の記録によると、A 社は平成 12 年に B 社に合併の上解散しているところ、同社の後継事業所と考えられる複数の事業所に照会を行ったが、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の加入に係る取扱い、厚生年金保険料の控除状況等について、いずれの事業所も不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録において、請求期間に A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した者に照会を行ったが、回答のあった者から、請求者の同社における入社年月日及び退職年月日を特定することができる陳述及び回答は得られなかった。

加えて、前述の照会に回答のあった複数の者が、請求期間当時の A 社における派遣社員の厚生年金保険の加入の取扱いについて、派遣社員本人が加入を希望した場合に加入することとなっていた旨回答しており、自身も派遣社員であったと回答した複数の者が、自身の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が異なっている旨回答しているところ、これらの者が入社したとする時期と被保険者資格の取得時期には、3 か月から 1 年 10 か月程度の差があることを踏まえると、同社では、派遣社員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、厚生年金保険への加入の有無及び加入時期については、派遣社員により区々であったことがうかがえる。

また、自身の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が異なっている旨回答した者は、A 社において派遣社員として勤務した期間のうち、厚生年金保険の被保険者記録がないとする期間に係る給与明細書等をいずれも保管しておらず、これらの者から、当該厚生年金保険の被保険者記録がない期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる陳述及び回答

は得られなかつた。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。